

障 第 2639 号  
令和7年(2025年)9月5日

各指定障害福祉サービス事業所等 設置者様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

令和7年度佐賀県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱の一部改正  
及び障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関する  
システムの運用開始に係る対応等について(通知)

日頃から本県の障害福祉行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、国の「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(障障発0423第1号)」の一部改正を受け、令和7年度佐賀県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱実施要綱を一部改正し、令和7年8月29日から適用することとしましたので通知します。

併せて、令和7年8月29日から障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告(以下「経営情報の見える化」という。)の運用が開始され、経営情報の見える化の対応等について、別添のとおり周知しますので御対応ください。

各事業所におかれましては、実施要綱の内容及び経営情報の見える化について御確認いただき、情報公表制度の円滑な実施に御協力をお願いします。

連絡先：障害福祉課 指導担当

TEL：0952-25-7401

Mail：jouhoukouhyou@pref.saga.lg.jp

経営情報の見える化の対応等について（周知）

1. 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール（予定）

- ・ 令和7年8月29日（金）経営情報の見える化の運用開始（障害福祉サービス等事業所から県への報告について、システム入力開始）
- ・ 令和8年3月31日（火）経営情報の見える化の報告期限（障害福祉サービス等事業所から県への報告期限）
- ・ 令和8年4月以降公表 全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を公表

2. システム入力にあたっての参考資料等

システムへの入力にあたり、必ず御確認ください。

- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障障発 0423 第1号。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>

- ② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会（令和7年8月4日開催）の動画及び資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60356.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html)

- ③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所）

<障害福祉サービス等事業者向けページ>

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyogo/>

3. 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号> 0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssing.nsf/fInquiry?Open>

#### 4. その他留意事項

・令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則  
(平成18年厚生労働省令第19号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生  
労働省令第11号)の附則において、令和8年3月31日までの間は、経営  
情報の見える化の報告期限を通常、毎会計年度終了後3ヶ月以内としている  
ところ、令和8年3月31日までと読み替えるものとします。

当該規定に基づき、まずは、障害福祉サービス等事業所におかれては、令  
和8年3月31日までに、障害福祉サービス等情報公表システムにより、「令  
和6年度決算情報(※)」を県へ報告してください。

なお、令和7年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した  
事業所につきましては、令和7年度の経営情報の報告は不要とします。

(※) 経営情報の見える化において、「令和6年度決算情報」とは、会計年  
度の始期が令和6年に始まることとされています。よって、「令和6年度決  
算情報」とは、会計年度が、令和6年1月～12月、令和6年4月～令和7  
年3月、令和6年10月～令和7年9月等の決算情報をいいます。